

四日市市国民健康保険加入のしおり

市内に住民票があり、他の公的医療保険に加入しない人は、
下記の該当日以降14日以内に四日市市の国民健康保険へ加入届が必要です。

国民健康保険に加入するとき

- ・他の市町村から転入したとき(職場の健康保険等に加入していない場合)。
 - ・職場の健康保険などをやめたとき(退職した日の翌日)。
 - ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき。
 - ・国民健康保険の被保険者に子どもが生まれたとき。
 - ・生活保護を受けなくなったとき。
 - ・外国人で3月を超えて滞在する場合又は在留期間の当初から技能実習、特定活動等により3月を超えて滞在することが認められる場合(ただし医療を受ける活動及びその者の日常生活上の世話をする活動を除く。)
- ※後期高齢者医療制度に加入している人は除きます。



国民健康保険
加入届の前に

○。保険加入について以下の方法がとれる場合、
保険料が最も安くなる保険への加入をご検討ください。
(詳しくはそれぞれの保険者にお尋ねください)

加入先	健康保険や共済組合の任意継続	健康保険や共済組合の扶養家族	国民健康保険
加入条件	職場などの健康保険に2か月以上(共済組合は1年以上)加入していた人が退職した場合、退職後20日以内に手続きすると引き続き従前の健康保険に加入できる任意継続制度があります。	ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。	市内に住民票があり、他の公的医療保険に加入しない人。資格喪失日から14日以内に手続きが必要です。 <<加入時に必要なもの>> は右上をご覧ください。 ◎担当:資格係(裏面)
保険料	<協会けんぽの場合> 退職前に控除されていた保険料のおおよそ2倍ほどの額になります。(上限があります。)	被扶養者の保険料負担はありません。	加入人数や前年の所得等で決まります。保険料収納室へお問い合わせください(裏面参照) ※倒産・解雇・雇い止め等で離職し、雇用保険受給資格者証の発行を受けている65歳未満の方は申請により保険料が減額される場合があります。

※建設国保や医師国保などの国民健康保険組合への加入条件・保険料については、各組合へお尋ねください。

<<加入時に必要なもの>>

□健康保険資格喪失証明書(裏に見本あり)

従前に加入していた保険とその喪失についての情報が喪失者全員分について記載され、かつ、その内容について事業所又は保険者が証明した書類です。離職票・退職証明書・健康保険 厚生年金 被保険者資格喪失届・健康保険被扶養者(異動)届とは**異なります**のでご注意ください。

※任意継続期間2年満了で加入する場合、被保険者証に資格喪失年月日が載っていれば、任意継続健康保険被保険者証(原本・全員分)でも可能です(届出の受付は喪失日以降)。

□届出人の本人確認書類

- ① 官公署発行の顔写真入りの本人確認書類・・・1点(保険証を即日交付)
個人番号カード・運転免許証・パスポート・住基カード(写真入)等
- ② 上記がない場合、氏名と住所又は生年月日を確認できるもの・・・2点以上
(保険証を書留郵送で交付) 健康保険証・年金手帳等

□世帯主と加入予定者全員の個人番号確認書類

個人番号カード・通知カード・個人番号記載の住民票等

□預金通帳と通帳届出印(振替口座登録のため)

令和4年4月から、保険料のお支払いは、原則として口座振替でお願いしています(特別徴収(年金天引き)の世帯をのぞく)。

□外国人の場合、上記のものに加え加入予定者全員の次の書類

パスポート(四日市市に居住後のもの全て・特別永住者は除く)に加え在留カード

□同一世帯員以外の届出の場合、委任状等[裏面参照](保険証を書留郵送で交付)

※国民年金の届出が必要な方(20歳～59歳):年金手帳または基礎年金番号通知書

◎国民健康保険加入後、職場の健康保険等の他の健康保険に加入した場合

⇨ 国民健康保険脱退の届出が必要です。(自動的に喪失しません。)

□届出人の本人確認書類

□対象者(③は世帯主を含む)全員分の

- ① 職場の健康保険証(新しい保険証)
- ② 国民健康保険証(今までの保険証)
- ③ 個人番号確認書類

□同一世帯員以外の届出の場合: 委任状等[裏面参照]

窓口(手続き場所)

市役所保険年金課(3階)・各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)・市民窓口サービスセンター(年末年始を除く平日の10時～17時のみ受付可)

同一世帯員以外の届出の場合 (同住所別世帯の場合も含む)

同一世帯員以外の方(同住所別世帯の方も含む)の届出の場合、届出人の本人確認書類の他に委任状(委任する人が全てを記入し、押印したもの)等の代理権を確認できる書類が必要です。

委任状の様式は、表面に記載の窓口(手続き場所)にあります。

◎特別な事情で委任状が用意できない場合については資格係 ☎059-354-8159までお問い合わせください。

*虚偽の申請などの不正行為は、法により罰せられます。



お問い合わせ先

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所3階 保険年金課

加入・脱退について 資格係 ☎059-354-8159

年金について 年金係 ☎059-340-0221

保険料納付相談・国民健康保険料の計算について

保険料収納室 ☎059-354-8160

健康保険資格喪失証明書用紙が必要な場合は、表面に記載の窓口(手続き場所)でお渡しできます。
四日市市役所ホームページ内からもダウンロードできます。

《資格喪失日》
※退職の場合は退職日の翌日となります。

《記号番号》
〈例〉協会けんぽの場合
12345678-123

健康保険資格喪失証明書見本

被保険者	住所	四日市市諏訪町1-5 コーポすわタウン205		
	氏名	四日市 太郎		
	生年月日	昭和	平成 33 年 9 月 20 日	
	資格取得日	平成	令和 22 年 10 月 1 日	
	退職日	令和 3 年 12 月 31 日		
資格喪失日(※)	令和 4 年 1 月 1 日			
保険の種類	記号	12345678	番号	123
	保険者	名称	全国健康保険協会三重支部	
	(全国健康保険協会・健康保険組合など)	保険者番号	01240019	
被扶養者	氏名	生年月日	資格取得日	資格喪失日
	四日市 花子	S38・12・30	平成22・10・1	令和 4・1・1
	四日市 夢子	H5・12・25	平成22・10・1	令和 4・1・1
		・	平成	令和

上記のとおり証明します。

令和 4年 1月 5日

(提出先) 四日市市長

事業所 所在地 四日市市楠町北五味塚2060番地72

又は 名称 株式会社四日市〇〇

保険者

電話番号 (059) 354 - 81〇△

事業所
印鑑